関西文化学術研究都市(京都府域) における建築物等の整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針(昭和62年9月)、 関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画(昭和63年3月、以下「建設 計画」という。)、関西文化学術研究都市(京都府域)における景観の形成に関する計画 (平成20年9月)及び関係市町の基本構想等に基づき、対象地域における建築物等の 整備に関し必要な事項を定め、本都市の計画的建設の推進と良好な都市景観の形成に資 することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「対象区域」とは、別図で示す区域をいう。
- 2 この要綱において「建築物等の整備」とは、建築物の建築等、工作物の建設等及び土 地の形質の変更をいう。

(技術指針)

- 第3条 知事は、景観形成に係る観点から建築物等の整備に関する技術指針を定め、良好な都市景観の形成に向け建築物等を誘導するものとする。
- 2 知事は、前項の技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、関係市町及び京都府景観条例施行規則(平成 19 年京都府規則第 16 号)第 11 条の部会として設置された京都府景観審議会関西文化学術研究都市景観部会(以下「関西文化学術研究都市景観部会」という。)の意見を聴くものとする。

(技術指針の遵守)

第4条 対象区域において建築物等の整備をしようとする者(以下「事業者」という。) は、前条第1項の技術指針に基づき建築物等の整備をするよう努めるものとする。(ただし、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定による、関西文化学術研究都市(京都府域)景観計画の景観形成の基準に基づく整備については、この限りでない。)

(整備計画書の提出)

- 第5条 事業者は、建築物等の整備のうち別表に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、別記様式により、建築物等の整備計画を知事に提出するものとする。
- 2 事業者は、別表に掲げる行為以外の建築物等の整備で、特に良好な都市景観の形成に 配慮する必要があると認められるものを行おうとする場合には、前項の整備計画を知事 に提出することができる。

(指導又は助言)

- 第6条 知事は、前条の整備計画の提出があったときは、第3条の技術指針に基づき、必要な指導又は助言を行うことができるものとする。
- 2 知事は、前項の指導又は助言を行う場合、関係市町の意見を聴くものとし、関西文化 学術研究都市景観部会の意見を聴くことができるものとする。

(事業者の協力)

第7条 事業者は、関係行政機関等との連携の下に、建設計画の達成に協力するものと する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定は、平成元年4月1日から施行する。

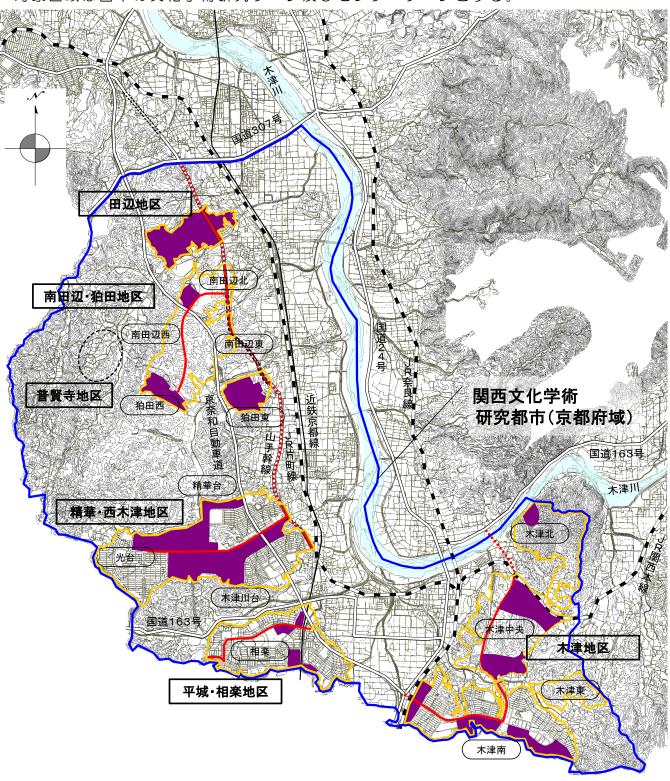
(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に建築物等の整備に着手している場合又は既に良好な都市環境の形成についてこの要綱による誘導に相当する指導等がなされていると知事が認める場合には、第5条の規定を適用しない。

附 則

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成8年2月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年1月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年6月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年2月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年2月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年10月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年8月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

別図 対象区域図 (第2条関係) 対象区域は図中の文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンとする。



別表 対象行為(第5条関係)

1 建築物等の整備計画の提出を要する行為

行為の種類	対象行為
建築物の建築等	(1)建築物の新築、増築、改築又は移転(当該行為に係る部分の
	床面積の合計が10㎡以内の行為を除く。)
	(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は
	色彩の変更(当該行為に係る部分の見付面積の合計が10㎡
	以内の行為を除く。)
工作物の建設等	(1) 工作物の新設、増設、改築又は移転(対象工作物以外の行為
211 1/3 07 22 133 3	を除く。)
	(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は
	色彩の変更(対象工作物以外の行為及び対象工作物の外観変
	三
	の行為を除く。)
	(対象工作物)
	工作物の種類 規模
	煙突 高さが6mを超えるもの
	R C 柱、鉄柱の類 高さが15mを超えるもの
	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類高さが4mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔の類 高さが8mを超えるもの
	擁壁
土地の形質の変更	建築物又は対象工作物の敷地内で行う土地形質の変更(当該行為に
	係る面積の合計が10㎡以内の行為を除く。)

- 2 次に掲げる行為については、整備計画の提出を要しない。
- (1) 通常の管理行為、軽易な行為等
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為